

H29年度軽自動車税率について

原動機付自転車及び二輪車等

車種区分		税額
原動機付自転車	総排気量が50cc以下	2,000円
	総排気量が50cc超90cc以下	2,000円
	総排気量が90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽自動車二輪	総排気量が125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	総排気量が250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用(トラクターなど)	2,400円
	その他(フォークリフトなど)	5,900円

四輪以上及び三輪の軽自動車

初度検査年月(※1)に応じて、税額が決まります。

初度検査が平成27年3月以前の車両は、検査から13年を経過するまでは旧税率のままです。

初度検査が平成27年4月以後の車両は、新税率が適用されます。

初度検査後、13年を経過した車両は、経年重課の税率が適用されます。(平成16年3月31日以前に登録の車両)

車種区分			初度検査が平成27年 3月以前 (旧税率)	初度検査が平成27年 4月以後 (新税率)	初度検査後13年経過 (重課税率)
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪			3,100円	3,900円	4,600円

燃費性能に応じた「グリーン化特例」による軽課

今年度も三輪と四輪の軽自動車で、排出ガス、燃費性能の優れた車に「グリーン化特例」が適用されます。

適用されるのは、平成28年4月1日～平成29年3月31日(※2)に初度検査を受け、次の条件を満たしたものに限りです。

車種区分			電気自動車・ 天然ガス自動車	ガソリン車・ハイブリット車	
			(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)
軽課税率			税率を概ね75%軽減	税率を概ね50%軽減	税率を概ね25%軽減
四輪	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
三輪			1,000円	2,000円	3,000円

(Ⅰ) 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス車(平成21年排ガス規制窒素酸化物10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合)に限る。

(Ⅱ) 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車

貨物：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

(Ⅲ) 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車

貨物：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

(※1) 初度検査年月とは・・・新車購入時に最初にナンバーを取得するための検査

(※2) グリーン化特例(軽課)は、新車登録年度の翌年度のみ適用されます。

平成28年3月までに新車登録された軽自動車は、平成29年度での適用はありません。